

主として特權階級の地位を占めてゐる。これとは全く反對に下層身分たる特殊部落民は常に政治的に無權利であるばかりでなく、執拗に粘りついてゐる身分的偏見のために事業、仕居、婚姻等、社會生活のあらゆる領域に亘つて市民的自由をすら奪はれてをり、同時に經濟的には若干の貧賤者層を除く大多数の部落民は勤勞大衆として資本家、地主の搾取の對象となつてゐる。而してこの部落民に對する身分的差別待遇は、上層身分に對する特殊な、神聖的な階級の反對權に於ける表裏であり、部落民に對する階級概念は上層身分に對する專横の概念と表裏の關係である。かくて特殊部落民は封建的故下層身分としての所謂「エタ」の殘存であり、部落民を束縛してゐる封建的身分關係の根柢は專横的、警察的絕對主義支配であることを理解することが出来る。

(三) 部落民の階級概念

全國の各府縣に散在する六千の部落、三百萬人と稱せられる部落民の約五割は農民でありしかもそのうちの九割までは一町以下の土地を耕す貧農である。部落の農業經營は「日本の農村を特徴づけるアジナチ的」に依れた「半封建的構造」の最も低い部分を形成してゐる日本農家の一戸當り平均耕地面積は一町五畝である（昭和五年各府縣農畜報告）に比して、部落の農家は三重、岡山、奈良等の府縣について最近三ヶ年間に調査せるところに依れば一戸當り平均四畝二畝二三歩に過ぎない。（中央農和專業協會調査報告）部落の全農家の六割乃至七割は全く土地を所有しない極貧農である。彼等は農業だけでは生活することが出来ないで、履物製造、製竹細工製造、日傭労働等の副業を營んでゐる。長野、滋賀、埼玉の三縣下三部落について調査